専門医指導医取得に関する特例措置の限定的延長に関するお知らせ

拝啓

平素より日本総合病院精神医学会の活動にご協力をいただき、誠にありがとうございます。 当学会の専門医である「精神科リエゾン専門医(一般病院連携精神医学専門医)」は、2022 年度より、精神科領域の学会認定サブスペシャルティ専門医として認定されております。 当学会として、引き続き精神科リエゾンサービスの充実、均てん化を進めるため、「精神科リエゾン専門医」の養成、増員を行って参ります。

専門医の養成には、指導医や研修施設が必要ですが、これらの絶対数が少なく、地域差も大きいことから、特定指導医及び特定研修施設を制度化し、さらには特定指導医を対象とした専門医指導医取得に関する特例措置を 2016 年より開始し、2023 年度末で終了の予定としておりました。

しかしながら、指導医、研修施設の増加が2023年度末で目標に達しておりません。精神 科専門研修プログラムの基幹施設である大学病院で「精神科リエゾン専門医」の研修施設で ない施設が8施設あります。また、県全体で研修施設が2ヶ所しかない県が11県、3ヶ所 しかない県が13件あり、均てん化ができておりません。

したがって、特例措置を限定的に5年間延長することを2024年3月7日の理事会で決定いたしました。特例措置が引き続き適用されるのは、以下です。

1) 精神科専門研修プログラムの基幹施設である大学病院で、専門医指導医が2名以下の施設に勤務する者。3名に達するまで。

大学病院は異動が多く、指導医を持つ方が異動して研修施設を失効してしまうリスクを 考慮したものです。該当施設には個別に学会よりご連絡させていただきます。

2) 県内の研修施設が3ヵ所以下の県で総合病院精神科に勤務する者。

2024年3月31日現在該当するのは以下の県になります。

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、福井、山梨、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、 以上 32 県

今後総合病院の統廃合も見込まれるため、地方でも県に 3-5 ヵ所を目処とし、有床施設を中心にできるだけ研修施設になっていただきたいと考えます。

また、特定指導医の先生方には、特定研修施設となって3年経過すると専門医の受験資格が得られます。これは、特定指導医、特定研修施設を制度化した際に、自らを指導するとする手法はベストではないが許容されると理事会で判断されたものです。上記の特例措置に該当しない方も、指導医講習会を受講して特定指導医となり、同時に特定研修施設を申請して承認されれば、一定の経験を経て3年後に専門医の受験が可能になります。

当学会は、今後も引き続き精神科リエゾンサービスの充実、総合病院精神医学の発展のために、あらゆる活動を継続していく所存です。ご支援ご協力をいただければ幸甚です。

敬具

2024年4月15日

日本総合病院精神医学会 理事長 西村勝治 専門医制度委員会委員長 和田 健